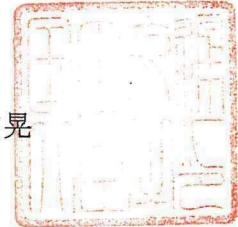


指 定 書

国住指第 3664-2 号
平成 16 年 3 月 17 日

正栄工業株式会社
代表取締役 真仁田政尚 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同条本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

記

1. 認定番号
TACP-0126
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
羽根付き鋼管杭（名称：エコロックパイル工法）（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む））
3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二の（一）項及び（二）項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法